

くらし・なんでも相談

シリーズ  
No.23

# 「新年拡大版」

「ハーフ・なんでも相談『ぼつとダイヤル』」は、県労福協が生活あんしんネットワーク事業として最初に取り組んだ事業です。2004年の12月から毎月第2土曜日に弁護士や司法書士、社会保険労務士などの専門家相談員による相談を開始し既に61回を重ねました。また2006年10月からは、アドバイザーによる平日相談も開始されました。

人には言えず「一人で悩み苦しんでいる人、不況や雇用情勢の悪化によるリストラの増加などから、「食べるのもやつた」「お金が全くなくなつた」など、生活苦を訴える逼迫した相談も増えています。

労福協が目指すものは、「助け合い・支え合いの社会」です。労福協のネットワークを通じて、弁護士、司法書士、社会保険労務士の無料電話相談の他、初回無料の法律・税務相談で様々な悩みの解決の道を探ります。

相談窓口は一つでも多く、困った時にすぐに相談できる窓口の存在が大事であると考えています。今年は、面談相談体制も整え、「ぐるし・なんでも相談」が一層身近な相談窓口になることを願つて、更に活動を続けていきます。お気軽にご利用いただければ幸いです。

長野県暮らしサポーターセンター会長

## 【事例①】

5年前協議離婚した。当時5歳の長男の親権者を父親と定め、母親である自分は監護者となつて長男を引き取り育ててきた。

最近、父親の所在が判らなくなり、子どもの学校に提出する書類等いろいろな面で支障が出て困つている。

親権者を父親から自分に変更することは出来ないか。

親しくしている同じ境遇の友人は、親権者である父親が病気で急逝し親権者がいなくなつてしまつたが、そういう場合はどうすればよいのか。

田中 善助  
弁護士

〔回答〕

申立は審判と調停があるが、父親の所在が判らないなら審判を申立てて。なお、長男は10歳ということなので該当しないが、15歳以上の未成年者の場合は、子どもの意見を聞くことになつている（家事審判規則第72条、54条）。

北川 哲男

## 【事例】②

叔父（78才）は独身で、日常生活の世話は姪である私がしている。最近、叔父は財産のことを気にするようになってきた。

「任意後見契約」という言葉を聞いたが、どのようなものか。手続きはどうにするのか。また、私が任意後見人になることはできるのか。

任意後見制度は本人に判断能力のあるうちに、将来判断能力が不十分な状態になると備え、公正証書を作成して任意契約を結び任意後見受託者を選んでおくもの。本人の判断能力が不十分になつた時に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じる。

【回答】

事例3  
収入が減つて、8年前に自宅を新築した際に借り入れた住宅ローンの返済がきつくなつてきた。

任意後見制度は本人に判断能力のあるうちに、将来判断能力が不十分な状態になることに備え、公正証書を作成して任意契約を結び任意後見受託者を選んでおくもの。本人の判断能力が不十分になつた時に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じる。

任意後見人には成人であれば誰でもなれるが、法律がふさわしくないと定めている事由のある者（破産者）本人に対する訴訟を提起したことがある者（不正な行為・著しい不行跡のある者や金銭にルーズな人等）はなれない。

なお、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家や法律・福祉に関する法人に依頼することができる。

### 【事例③】

申立人は子どもの親族 申立先是相手の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所。必要書類は申立書1通、申立人・子どもの父母・子どもの戸籍謄本各1通。費用は対象となる子ども一人に付き収入印紙1~200円と連絡用郵便切手。

なお、話し合がまとまるまで調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、民事審判官(裁判官)による裁判となる。裁判官による審判は原則として1ヶ月以内に終了する。

一任意後見契約

成年後見制度（平成12年4月制定）は、物事を判断する能力が十分でない方（本人）の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。裁判所の手続（第一回）

している場合は任意後見制度を利用することにしてはどうか。任意後見人は成り人であれば原則として誰でもなれるので、相談者がなることができる。この制度を利用するには、任意後見契約を公正証書によつて結ぶ必要があるので、「公証人役場」という所に叔父と相談者で出向いて作成する。

また、親権者である父親が死亡した場合は、単独親権行使者の死亡により、後見が開始するのか、親権が復活するのかの説があるが、後見人選任の申立も可能だが、親権変更あるいは親権回復の審判

た場合に利用され、任意後見は、まだ判断能力が正常である人、又は衰えたとしてもその程度が軽く、自分で後見人を選ぶ能力を持っている人が利用する制度。相談者の叔父が十分な判断能力を有

先日、金融機関に相談に行つたところ、建物は自分名義（借主）だが、土地は 2 年前亡くなつた父親名義のままで、父の相続登記をして登記簿謄本を提出するよう言われた。

どのような手続きしたらよいのかさっぱり分からぬ。どうしたら良いか。

閑は、住宅口一戸の債権の保全のため抵当権等の担保を設定しているが、担保物件に相続が生じたので、担保付で取得する相続人に、登記することを求めている。

亡父の遺産を相続するに際し、遺言があればそれに従うことになるが、ない場合は、相続人間で遺産分割協議をしてその合意が必要となる。

相続人が遺産である土地の上に住んでいる場合で、土地建物しか遺産がない場合は、遺産の土地に住んでいる相続人が、他の相続人に、相続分に見合う金銭を支払つてその土地を相続する、いわゆる代償分割して解決するのも一つの方法。

遺産分割の合意が得られなければ、遺産分割の調停の申立をする。

合意に至り遺産分割協議書ができたら、不動産の所在地を管轄する法務局で所有権移転登記申請を行う。移転登記完了後、その法務局で登記簿謄本を取る（手数料 1 通・登記印紙 1000 円分）。

これ等の手続きは自分でできるが、不得手だつたら司法書士などの専門家に依頼すると良い。



千野 正嗣  
司法書士・土地家屋調査士

先日、金融機関に相談に行つたところ、建物は自分名義（借主）だが、土地は 2 年前亡くなつた父親名義のままで、父の相続登記をして登記簿謄本を提出するよう言われた。

どのような手続きしたらよいのかさっぱり分からぬ。どうしたら良いか。

【回答】 金融機

機

閑は、住宅口一戸の債権の保全のため抵当権等の担保を設定しているが、担保付で取得する相続人に、登記することを求めている。

亡父の遺産を相続するに際し、遺言があればそれに従うことになるが、ない場合は、相続人間で遺産分割協議をしてその合意が必要となる。

相続人が遺産である土地の上に住んでいる場合で、土地建物しか遺産がない場合は、遺産の土地に住んでいる相続人が、他の相続人に、相続分に見合う金銭を支払つてその土地を相続する、いわゆる代償分割して解決するのも一つの方法。

遺産分割の合意が得られなければ、遺産分割の調停の申立をする。

合意に至り遺産分割協議書ができたら、不動産の所在地を管轄する法務局で所有権移転登記申請を行う。移転登記完了後、その法務局で登記簿謄本を取る（手数料 1 通・登記印紙 1000 円分）。

これ等の手続きは自分でできるが、不得手だつたら司法書士などの専門家に依頼すると良い。

【事例④】

来年から時間外労働の割増率が変わつたり、有給休暇を時間単位で取れるようになると何かで読んだ。

保育園児がいるので有給休暇が時間単位で取れるようになれば嬉しいが、何時からなるのか。



特定期  
社会保険労務士

【回答】 H 22 年

4 月 1 日から改

正労働基準法が施行される。改

正のポイントは

4 点あるが、年次有給休暇の時間単位取得もその内の一つ。

具体的には、1 年に 5 日を限度として時間単位（単位基準最低 1 時間以上）で取得できることになる。

① 「1ヶ月の時間外労働に対する法定割増率の引上げ」  
1ヶ月の時間外労働の合計が 60 時間を超えた場合、法定割増賃金を 50%（現行 25%）に引上げる。

しかし、当分の間は中小企業については猶予される。猶予される中小企業の業種別基準（どちらかが該当すればよい）は下表の通り。

なお、中小企業の猶予は H 25 年 3 月までの 3 年間とされ、その後全企業への適用拡大が検討される予定。

② 「割増賃金の支払に代えた代替休暇の付与制度の新設」  
事業場で代替休暇に関する労使協定を締結することにより、労働者からの申し出を受けて、1ヶ月 60 時間に超える時間外労働を行つた場合の改正法による引上げ分 25% のみを、割増賃金の支払に代えた代替休暇の

付与することができる。

③ 「年次有給休暇の時間単位取得」

現行では年次有給休暇は日単位（または労働者から希望により半日）の付与も可能）でしか取得できないが、事業場で労使協定を締結することによって、1 年に 5 日を限度として時間単位（単位基準最低 1 時間以上）で取得できる。

労働者は年次有給休暇の取得時に自由に選択することができる。使用者はその選択を制限する（してはならない）。

④ 「1ヶ月 45 時間を超える時間外労働に対する割増率の引上げの努力義務」

時間外労使協定（36 協定）で限度時間は 1ヶ月 45 時間とすることが告示されている。限度時間を超えた時間外労働を行うには、従来から時間外労使協定に「特別条項」を付け加えることで可能とされていたが、今回、この特別条項に月 45 時間を超える時間外労働の割増賃金率を新たに記載することを義務付け、また、その率はできるだけ 25% を超えるように定める努力義務

が設けられる。

時間外労使協定（36 協定）で限度時間は 1ヶ月 45 時間とすることが告示されている。限度時間を超えた時間外労働を行うには、従来から時間外労使協定に「特別条項」を付け加えることで可能とされていたが、今回、この特別条項に月 45 時間を超える時間外労働の割増賃金率を新たに記載することを義務付け、また、その率はできるだけ 25% を超えるように定める努力義務

付与することができる。

立をすることになる。他に、当事者が合意で定める裁判所にも管轄が認められているが、対立している当事者の間で、この合意ができることは難しい。

なお調停が成立しなかつた場合の訴訟については、相談者が住む長野市を管轄する家庭裁判所に訴えを起こすことができる。

【夫婦関係調整調停（離婚）】

離婚調停の申立人は夫又は妻。必要書類は申立書 1 通・夫婦の戸籍謄本 1 通。費用は収入印紙 1200 円・連絡用郵便切手。

離婚と共に年金分割の按分割合に関する調停を求める場合は、「年金分割のための情報通知書」が必要（問合せ先・社会保険事務所又は名共（満年金制度の窓口））。

【事例⑤】

結婚して 15 年。長野市に住んでいたが、3 年前から夫婦喧嘩が絶えず、妻は 1 年前に子どもを連れて秋田市の実家に戻ってしまった。以来、別居生活が続いている。

このままでは仕方なく離婚を決意したが、妻と話し合うにも電話や手紙では離婚の話がまとまらない。協議離婚ができない場合、どこでどのように手続を進めればよいのか。

【回答】 佐藤 豊  
弁護士

協議離婚が成立しない場合、まず家庭裁判所に調停の申立をする。

現在、相談者は長野市に、妻は秋田市に住んでいるので、どこ家庭裁判所に調停の申立をするのが問題となる。

調停は、相手方の住所地の家庭裁判所に管轄がある（家事審判規則 129 条）

毎月第 2 土曜日は、専門家による相談日です。

● 相談内容  
弁護士・司法書士、特定社会保険労務士  
離婚・サラ金・多重債務・相続・年金問題や、健康・雇用・労災保険関係・労働問題など何でも結構です。

平日のアドバイザーによる電話相談もご利用ください。  
「ほっとダイヤル」

0120-39-6029